【不正行為の範囲】

１．次のことをすると不正行為となります。

① 出願書類、受験票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（内容の改ざん（顔写真への加工を含む。）、本人以外の写真の提出、本人以外の氏名・受験番号の記入など）をすること。

② カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり、見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。

③ 他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。

④ 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。

⑤ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。

⑥ 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。

⑦ 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。

⑧ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等。）、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、コンピュータ、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。

※通信機能のある電子機器類（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等。）、タブレット端末等）は、かばんの中にしまっていなければ、電源が切られていても、使用しているものとし、不正行為となります（衣類のポケット等に入れていた場合も、使用しているものとし、不正行為となります。）。

※イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。（試験時間中、病気・負傷や障害等により補聴器等を使用したい場合は、受験上の配慮の申請が必要です。）

⑨ 解答終了の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり、解答を続けること。

⑩ 面接終了後に、これから面接をおこなう他の受験生に内容を伝えること。

２．上記１以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。

① 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具（ただし、これらの使用が認められている場合を除く。）や電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、コンピュータ、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり、手に持っていること。

② 試験時間中に、携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。

③ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。

④ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

⑤ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。

⑥ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

【不正行為への対応】

1．不正行為と認定された場合には、その場で受験の中止および退室を指示し、それ以降の受験を認めません。また、当該年度にそれまで受験した本学のすべての入学者選抜の成績を無効とし、以後、当該年度に実施する本学の入学者選抜の受験を認めません。

2．必要に応じて追加的な書類の提出を求めたり、試験当日に別室での聴取、所持品等の確認を行ったり、状況に応じて警察に被害届を提出する場合があります。

3．入学を許可した学生について、入学者の選抜において不正行為があったと判明した場合には、入学を許可した日に遡って、入学許可を取り消します。

4．本学が「不正行為への対応」とした上記いずれの場合であっても、納入済みの入学検定料や入学金は返還しません。